

京大病院看護師に有罪

エタノール 地裁「基本的義務怠る」

京大病院(京都市左区)で二〇〇〇年、人工呼吸器に誤って消毒用エタノールを注入し、入死させたとして、業務上過失致死罪に問われた看護師、高山時輝被告(27)に対し、京都地裁(古川博裁判長)は十日、禁固

十月、執行猶予三年(求刑禁固十月)の有罪判決を言い渡した。古川裁判長は判決理由で「薬剤のラベルを確認しないなど、看護師として最も基本的な注意義務を怠った過失は重大」と指摘。「管理体制問題にかかわらない初歩的過失で、禁固刑が相当」と

中絶で死させた。京都府警は〇一年、高山被告や同僚看護師、ミスを隠し死亡診断書に「急性心不全」とうその死因を記載した担当医ら計八人を書類送検した。しかし、京都地裁は昨年十月、高山被告を除き残る七人を起訴猶予や不起訴処分にした。遺族は

担当医ら四人の処分を不当として検察審査会に申し立てたほか、高山被告らに約一億二百万円の損害賠償を求め京都地裁に提訴している。田中勉一・京大病院長の話 判決を厳粛に受け止めている。貴重な教訓として、二度と起こさないよう医療事故防止に努めたい。

京大病院人工呼吸器エタノール事件
地裁判決
2003年11月10日 日経新聞夕刊